

## 新居浜市優良建設工事表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新居浜市が発注した請負工事において、その施工技術が特に優れ、他の模範となる工事（以下「優良工事」という。）を新居浜市長が表彰することにより、工事施工業者の施工意欲の増進及び建設技術の向上を図り、公共工事全体の品質確保に資することを目的とする。

### (選定基準)

第2条 優良工事は、土木部門、建築部門、設備部門（電気、管、水道の各工事をいう。）及びその他の部門ごとに、表彰を行う年度の前年度に完成した工事（継続工事にあつては全体の工事を対象とする。）のうち、次に掲げる全ての基準に該当するものの中から選定するものとする。

(1) 工事の請負額が1,000万円以上のもの。

(2) 工事完成検査の成績評定点が80点以上であつて、所定の工期内に完成したもの。

2 優良工事の選定に当たっては、施工技術、出来形、品質、出来ばえなどが特に優れ、他の建設工事の模範となるものについては、特に考慮するものとする。

### (表彰審査委員会)

第3条 表彰の審査及び選定を行うため、新居浜市優良建設工事表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長には副市長（統括）を、委員には次に掲げる職にあるものをもって充てる。

(1) 企画部長

(2) 総務部長

(3) 経済部長

(4) 建設部長

(5) 市民環境部長

(6) その他特定の事業に係る工事の表彰については、それぞれ事業担当の部局長を加えることができる。

### (内申)

第4条 工事担当課長は、選定基準に該当し、特に優良と認められる工事について、委員会に対し、別記様式による内申をするものとする。

### (表彰)

第5条 表彰は、原則として毎年1回行うものとする。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、契約担当課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

優良建設工事表彰内申書

年 月 日

契約担当課長 殿

部 課長

新居浜市優良建設工事表彰要綱第4条の規定に基づき内申します。

|                              |       |        |         |
|------------------------------|-------|--------|---------|
| 業者名及び代表者名                    |       | 住所     |         |
| 所属年度                         | 工事番号  | 工事名    |         |
| 工事期間                         |       | 最終請負金額 | 工事成績評定点 |
| 着工：                          | 年 月 日 | 円      | 点       |
| 完成：                          | 年 月 日 |        |         |
| 工事概要                         |       |        |         |
| 新居浜市優良建設工事表彰選定要領第2条に該当する選定項目 |       |        |         |
| 選定理由及び評価                     |       |        |         |

※工事完成写真、検査報告書、工事成績採点表の写しを添付すること。